

東山動植物園園内マップ広告掲載事業契約書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、東山動植物園園内マップ（以下「園内マップ」という。）への広告掲載に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が審査、承認した広告を観覧券裏面に掲載し、広告掲載料（以下「掲載料」という。）を支払うものとする。

（契約期間及び広告の掲載期間）

第2条 契約期間は契約締結日から観覧券を配布し終えるまでとする。

2 甲は、裏面に乙の広告を掲載する順序並びに配布を開始した時及び終了した時は文書により乙に通知する。

（広告掲載料）

第3条 広告の掲載料は、金600,000円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金54,545円）とする。

（掲載料の納入方法）

第4条 乙は、第3条に定める掲載料を、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 掲載料の支払期限については、令和7年4月30日までとする。

3 乙は、第3条に定める掲載料を納付した後、納入通知書の領収書の写しを速やかに甲に提出するものとする。

4 乙が、本条第2項に規定する支払期限までに掲載料を納付しないときは、支払期限の翌日から納付した日までの期間について、名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める割合で計算した額を延滞金として徴収する。

（広告の掲載位置及び仕様）

第5条 広告の掲載位置及び仕様については、別添仕様書のとおりとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第6条 乙は、この契約から生ずる一切の権利及び義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

（広告のデータの作成）

第7条 広告のデータは、乙の責任及び負担で作成するものとする。

(広告データの提出)

第8条 広告のデータの提出については、別添仕様書のとおりとする。

(広告内容の修正等の指示)

第9条 甲が広告の内容について、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、緑政土木局広告掲載要綱及び東山動植物園観覧券裏面広告掲載事業募集要領に反すると判断したときは、乙に対して広告の内容等の修正又は削除を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為をしたとき。

(2) 乙に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき。

(3) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ イからエに掲げるもののほか、役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- (4) その他この契約に定めた条件に違反したとき。
- 2 本条の規定によりこの契約が解除された場合、乙は掲載料の返還を甲に請求することはできない。
- 3 乙は、本条第1項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

(乙の解除権)

第12条 乙は、甲が正当な理由なくこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能になったとき、この契約を解除することができる。

(広告内容等についての責任)

第13条 乙は、広告内容に関する一切の責任及び負担を負うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 法令等に違反するもの
- イ 公序良俗に反するもの
- ウ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- エ 無許可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- オ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- カ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- キ 政治性のあるもの
- ク 宗教性のあるもの
- ケ 社会問題についての主義主張をするもの
- コ 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- サ 個人等の名刺広告
- シ 社会的に不適切なもの
- ス 国内世論が大きく分かれているもの
- セ 第三者の権利を侵害するもの
- ソ 財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していないもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）根拠のない表示や誤解を招くような表現
- イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告媒体に広告を掲載するもの又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想定させるもの

オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの

3 甲に対して、乙の責めに帰すべき理由により、第三者から広告活動に関連した被害にかかる損害の請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

4 乙は、広告の掲載に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権、その他一切の権利を含む、甲の所有であると否とは問わない。）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、第9条の規定により生じた損害については、甲に賠償を請求することはできない。

2 乙は、この契約を履行するにあたり、乙の責めに帰すべき理由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

4 第2項に規定する損害賠償の額は甲乙協議して定める。

5 乙は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決にあたらなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、本件業務を履行するに当たり、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）その他関係法令を遵守しなければならない。

- 2 乙は、広告掲載に関し、甲から知り得た情報及び本契約の趣旨に基づき市民等から取得した情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該契約の目的外に使用してはならない。
- 3 前項の規定は、この契約の終了（この契約を解除した場合を含む。）後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第16条 この契約に定めるもののほか、乙は、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、緑政土木局広告掲載要綱及び東山動植物園観覧券裏面広告掲載事業募集要領、名古屋市暴力団排除条例、その他関係法令の定めるところに従うものとし、この契約に定めのない事項その他疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

（専属的合意管轄）

第17条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

甲及び乙は、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市契約事務受任者
緑政土木局長 印

乙

印